

## 就業規則違反に伴う機構職員の処分について

この度、下記のとおり職員の処分を行いましたので、発表させていただきます。

高いモラルを求められる独立行政法人として、このような事態を発生させたことは誠に申し訳なく、国民の皆さまに深くお詫び申し上げます。

当機構といたしましては、今回の事態を重く受け止め、職員の服務規律の遵守について、より一層の徹底を図ってまいります。

### 記

#### 1 被処分者及び処分内容

##### (1) 行為者

地域業務第二部職員（49歳・非管理職）： 停職（2か月）

##### (2) 管理者

行為者の上司（管理職）： 訓告1名、厳重注意2名

#### 2 事案の概要

行為者である職員は、当機構地域業務第二部（埼玉県さいたま市）において、賃貸住宅融資に係る業務（制度のご案内、借入申込みの受付、手続の進捗管理等）に携わっていましたが、平成30年4月に、本人が担当していたサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資のお申込案件（1件）につきまして、お客さまから提出された融資手続に必要な書類のコピー（※1）の内容を書き換える（※2）という不適切な行為が発生していたことが機構の定例の債権調査の中で平成31年1月11日に判明しました。

なお、本件について、融資可否の再審査を実施しましたが、お客さまからの申請内容は融資の条件を満たしており、行為者の書換えに関係なく融資できることを確認しました。

また、お客さまには事情説明及びご迷惑をおかけしたことについて謝罪しております。

今回の行為は、当機構の就業規則第4条に規定する諸規程等の遵守義務に反する行為と認められることから、平成31年1月29日付で上記1のとおり、行為者及び管理者について処分を行いました。

※1 お客さまが融資物件をサービス付き高齢者向け賃貸住宅の運営事業者に貸与するための契約書のコピー

※2 貸与期間を申込時点で提出された契約書の案と合うように書き換えたもの。書換え前の書類は、事務室でシュレッダーにより廃棄したと聴取。事案の性質上、外部への流出はないものと判断しております。

### 3 発生原因（動機）

行為者は、お客さまから提出された契約書の内容が、申込時点で提出されていた同契約書の案の内容と異なることを最終資金交付前の手続（総額決定）直前に発見しましたが、同契約書の修正を求めると予定していた資金交付時期に間に合わなくなることをおそれ、再審査に付すことなく、同契約書の書換えに至ったものです。

なお、この書換えに関して事業者等からの便宜供与等はなかったものと判断しております。

### 4 調査結果

#### (1) 行為者が担当した事案の調査

行為者が地域業務第二部で担当した融資案件全件について調査を実施したところ、他に不適切な事務処理は確認されませんでした。

#### (2) 賃貸住宅融資等を担当したことのある職員への内部調査

平成28年度以降に賃貸住宅融資等の窓口業務を担当したことのある職員122名に対して不適切な事務処理の実施有無を確認したところ、文書の書換え、破棄、隠蔽等の不適切な事務処理は確認されませんでした。

### 5 再発防止策

- ・ 本件を社内に周知し、独立行政法人という高いモラルを求められる組織でありながら、このような不適切な事案が起こったことに対する危機意識を職員間で共有します。
- ・ 経営層から全職員に対するメッセージを発信するとともに、各部署でのミーティング等の複層的な取組を通じて、いかなる理由があってもコンプライアンス違反は許さないという行動と組織風土の徹底を図ってまいります。
- ・ 手続面においても総点検を行い、再発防止に努めてまいります。

[お問合せ先] TEL 03-5800-8019

広報グループ：長福、井田、竹之内

## 【 参 考 】

### 住宅金融支援機構のサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資

サービス付き高齢者向け賃貸住宅を建設するための資金を住宅金融支援機構が直接ご融資するローンです。

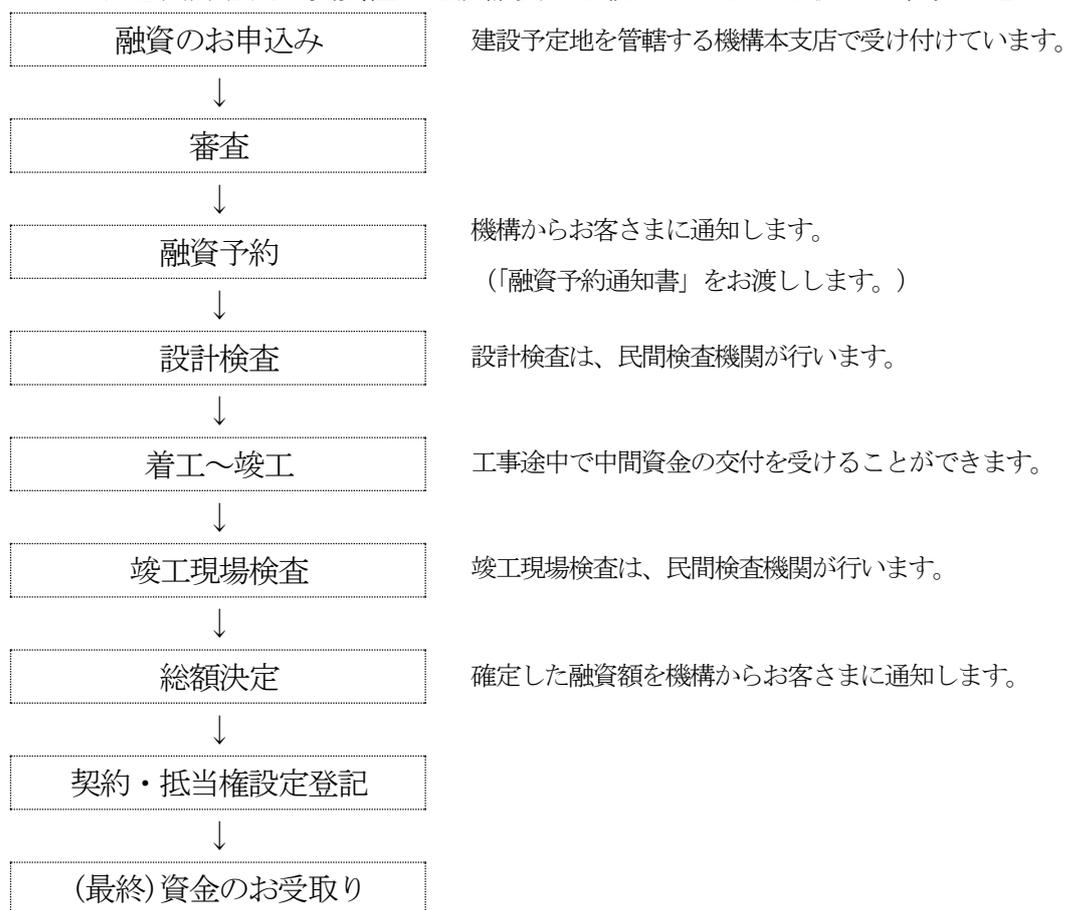
平成29年度の融資予約実績は、106億円（31件）です。

[主な融資条件]

- 融資額の限度 対象となる事業費（建設費、除却工事費、土地取得費及び諸経費）の100%
- 返済期間(上限) 35年
- 融資金利 受付月の2か月後の月末に決定します。

### サービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資の手続の流れ

サービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資の手続のおおまかな流れは、次のとおりです。



### 住宅金融支援機構職員就業規則

第4条 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、諸規程等を遵守し、上司の職務上の命令に従わなければならない。